

## 健康増進課（こころ） インスタグラム運用ポリシー

豊橋市ソーシャルメディア運用ガイドラインに基づき、豊橋市健康増進課が運用する豊橋市インスタグラムの運用ポリシーを次のとおり定めます。

### 1 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram（インスタグラム）

### 2 アカウント名、URL、アカウント運用者名

- (1) アカウント名 toyohashi\_kokoro
- (2) URL [https://instagram.com/toyohashi\\_kokoro/](https://instagram.com/toyohashi_kokoro/)
- (3) アカウント運用者名 豊橋市保健所こころ【公式】

### 3 目的

豊橋市自殺対策事業の一つとして、豊橋市のこころ安らぐ場所・もの・ことや、豊橋ができるストレス発散やリフレッシュ方法に関する情報を発信し、市民のセルフケア能力が向上することを目的としています。

### 4 掲載内容

- (1) こころのセルフケアに関する、豊橋市の「場所・もの・こと」等の情報
- (2) その他、健康増進課（こころの健康グループ）が実施する事業に関する情報

### 5 運用方法

- (1) 原則として、年末年始を除く9時から17時の間に不定期に投稿します。ただし、災害時や災害発生のおそれがある場合などにおいては、この限りではありません。
- (2) 利用者からのコメント等への回答は、原則として行いません。その他、市民の意見等については「市民のメールボックス」にて対応します。
- (3) 本アカウントは、必要に応じて他のアカウントのフォローを行います。
- (4) 本アカウントは、他のアカウントで、豊橋市内で行えるこころのセルフケア情報に資する投稿があった場合、リポスト等を行うことがあります。

### 6 個人情報に関する取扱い

豊橋市が利用者から個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理します。

### 7 遵守事項

このアカウントに対して、利用者が下記に該当する発信等を行うことを禁止します。利用者の投稿内容が下記事項に該当する場合は、投稿の削除その他の必要な措置をとる場合がありま

す。

- (1) 豊橋市、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (3) 他者になりますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介等を含む。）
- (5) 著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権等を侵害するおそれのある行為
- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 豊橋市、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (9) その他、運用者が不適当と判断した行為

## 8 知的財産権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、豊橋市あるいは豊橋市以外の原著作者等に帰属します。

## 9 免責事項

- (1) 豊橋市は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 豊橋市は、利用者が掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 豊橋市は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 豊橋市は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 豊橋市は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。
- (6) 本ページは、Instagram社のシステムによって運用されています。本市は、Instagram社のシステム運用状況に関する質問等については一切お答えできません。また、Instagramサイト、Instagram社または第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的な質問等に関しても、一切お答えできません。

## 10 運用ポリシーの変更

- (1) 運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の運用ポリシーは、別途定める場合を除き、本ページ上に掲載した時点から、効力を生じるものとします。